

旅館業無許可営業者情報収集業務委託仕様書（案）

1 件名

旅館業無許可営業者情報収集業務

2 目的

旅館業法の規定に基づく許可の取得又は住宅宿泊事業の規定に基づく届出を行うことなく人を宿泊させる営業を行う者（以下「無許可営業者」という）の情報を捕捉し、是正指導することにより、旅館業法の適正な執行を確保することを目的とする。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）までとする。

4 業務内容

インターネット上で営業行為を行う無許可営業者の情報を捕捉するため、一定期間の間隔を設けて、次の業務（以下「監視」という）を2度実施することとし、その実施予定スケジュールをプロポーザルの応募時に提案すること。

なお、対象施設の所在地は、長野市及び松本市を除いた長野県内全域とする。

(1) インターネット上の情報収集

- ・受託者は、公開 Web サイトを対象として、宿泊予約サイト（公開情報のみ）、Google マップ、各施設公式サイト、地域×業態の検索結果を横断収集すること。なお、SNS は必要に応じて手動参照し、個人情報取得しないこと。また、エビデンスとして URL・取得日時・スクリーンショット ID を保持すること
- ・情報収集にあたっては、各サービスの利用規約を遵守し、正当な手続きに基づいて行うことを厳守すること
- ・受託者は、上記の項目の内容を踏まえて、外国人観光客が国内の宿泊施設を手配するにあたり利用していると思われる可能な限り多くの Web サイトを対象とするよう努め、本業務で情報収集を行う対象 Web サイト及び収集件数の目標をプロポーザルの応募時に提案すること
- ・受託者は、事業実施時には、自らが提案した情報収集対象の Web サイト及びサイトごとの情報収集件数を下限として情報収集を行い、下記6の実績報告までを委託期間内に完了させること

(2) 許可施設台帳との照合

- ・受託者は、上記(1)により収集した宿泊施設情報を所在地や施設名等を、県が提供する旅館業法および住宅宿泊事業法に基づく許可・届出施設一覧（CSV 形式）（以下「許可台帳」という）と照合すること
- ・また、令和7年度に当県が実施した同様の業務の調査結果との照合も行うこと
- ・上記(1)で外国語サイトの情報を収集する場合には、県が保有する許可台帳は、全て日本語表記であることに留意すること

- ・外国語で収集した情報であっても、地名等の固有名詞は可能な限り和訳した上で照合すること

(3) 調査結果の報告

- ・受託者は、実施結果について次の期限までに別紙様式 1 により委託者に報告すること

	報告期限
1 回目	令和 8 年 12 月 25 日（金）
2 回目	令和 9 年 3 月 12 日（金）

- ・別紙様式 1 には、照合結果を施設ごとに「登載あり」「登載なし」に分類して、「施設名、住所、所在市町村、データソース（サイト名）、掲載 URL」を記載した調査結果一覧表（任意様式）を添付すること

分類	内容
登載あり	許可台帳に登載されていることが確認できたもの
登載なし	許可台帳に登載されていないことが確認できたもの

(4) 無許可営業の疑いがある施設の補足情報の収集

受託者は、上記(2)の照合の結果、「登載なし」であったものについては、可能な限り、施設の外観写真、レビュー情報※、届出番号の記載有無などを補足情報として収集し、委託者に報告すること

（※内容の要旨のみを収集し、投稿者情報は取得しないこと）

(5) 令和 7 年度事業との重複除外

本業務では、令和 7 年度実施業務において調査対象とした Web ページ（URL）については、調査の対象外とする。

当該掲載情報の詳細については契約締結後に受託者へ提供する。

なお、プロポーザルの応募時の提案に当たっての参考情報として、除外対象となるサイトの調査実績件数は次のとおりである。

【令和 7 年度の調査実績】

サイト	件数
国内 O T A	2, 436
国外 O T A	688
業界団体サイト	658
S N S	773
Google マップ	316
合計	4, 871

5 打合せ

- (1) 受託者は、事業の実施に関する打合を契約から 1 週間以内に行い、委託者と事業実施計画の調整を行うこととし、その後は委託者が必要とした場合は随時行うものとする。
- (2) 打合は、原則、長野県庁本館 4 階の食品・生活衛生課事務室内とするが、委託者が承諾した場合は、Web 会議での実施も可能とすることとする。

6 実績報告

受託者は、2度目の監視終了後3週間以内又は令和9年3月26日（金）のいずれか早い日までに、別添様式2により業務の実施結果を報告すること

7 納入場所

〒380-8570 長野市南長野字幅下 692-2

長野県 健康福祉部 食品・生活衛生課 生活衛生係

8 事業実施スケジュール

（受託者決定後、調整）

9 個人情報の取得、保護、管理等

- （1） 受託者は本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。また、契約期間終了後も同様とする。
- （2） 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損出を生じないこと。
- （3） 受託者は成果品（業務の履行過程において得られた記録等含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。